

令和6年度 堺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

日 時：令和6年11月7日（木）

10：00～

場 所：総合福祉会館5階

大研修室

○事務局（子ども家庭課 立道） 定刻になりましたので、ただいまより、令和6年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、堺市子ども家庭課の立道でございます。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本協議会は、市域全体の各機関の代表者で構成されます「代表者会議」、各区に区域の関係機関の代表者で構成される「区代表者会議」があり、その下には3か月に1回程度、支援対象の全児童の進捗管理を行う「ケース連絡会」と、個別のケースについて具体的な支援内容等を検討する「個別ケースカンファレンス」がございます。

区代表者会議はすでに8月～10月にかけて開催されており、本日は各区で議論された課題や取組等について共有し、市全体としての具体的な方策等について議論を深める場といたしまして、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

では、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本会議の次第、座席表、委員名簿、本協議会設置要綱、続きまして、本日の資料といたしまして、

- 資料1 令和5年度堺市における児童虐待に関する状況
- 資料2 令和6年度児童虐待防止への取組状況
- 資料3 令和6年度要保護児童対策地域協議会 区代表者会議の要約
- 資料4 令和7年6月より一時保護時の司法審査がはじまります
- 資料5 子どもの権利擁護の取組について〈児童養護施設等で暮らす子どもたちへの取組〉
- 資料6 訪問アドボカシーの実践 NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKA

その他、オレンジ&パープルリボンキャンペーンのチラシ、11月22日に開催致します、要保護児童対策地域協議会関係機関研修会のチラシを置かせていただいています。

なお、本日の議事を記録するため、録音させていただきたいと思いますが、あらかじめご了承のほどよろしくお願ひします。また、本会議は、市民の方への情報提供のため、公開とさせていただいております。委員の皆様には、個人を特定する情報等の発言については控えていただきますようお願いいたします。

なお、今のところ、本会議の傍聴の方はいらっしゃらない状況でございます。

それでは開会に際しまして、井上子ども青少年局長よりご挨拶を申し上げます。

○井上子ども青少年局長 皆さん、おはようございます。子ども青少年局長の井上でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和6年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素は、本市児童福祉行政をはじめ市政の各般にわたりまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

11月は児童虐待防止推進月間でございます。11月12日から25日までは女性に対する暴力をなくす運動期間でありますことから、オレンジ&パープルリボンキャンペーンとしまして毎年11月を中心に啓発を行い、児童虐待や女性に対する暴力を許さない社会の実現をめざしております。

後ほど会議の中でも報告があろうかと思ひますけれども、児童虐待の通告件数は依然高い水準で推移している状況でございます。本市は本協議会のネットワークを最大限に生かし、児童虐待の未然防止、早期発見、そして虐待を受けたこどもの保護や家庭を含めた支援に全力で取り組んでいきたいと考えております。

では、本日、皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、引き続き児童虐待の防止にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○事務局（子ども家庭課 立道） 続きまして、委員の皆様方のご紹介についてですけれども、時間の関係上誠に申し訳ございませんが名簿をご確認いただければと思ひます。また、あらかじめ欠席、代理出席の方についても同様に名簿で確認いただければと思ひます。

また、各区の代表者会議の事務局であります、区の子育て支援課からも各1名ずつ参加させていただきます。

それでは、本会議の会長は、堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条の規定により、子ども青少年局長が務めることとなっております。それでは、井上会長、会議の進行よろしくお願ひいたします。

○井上会長 改めまして、本会議の会長を務めます井上でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて進行をさせていただきます。

それでは、お手元の次第に沿って進行いたします。

まず、次第1から3まで一括して説明させていただき、その後、ご意見を頂戴したいと思います。

まず、次第1の「令和5年度堺市における児童虐待に関する状況」について、事務局に説明を求めます。

○事務局（子ども家庭課 山本） 子ども家庭課の山本です。着座にてご報告させていただきます。よろしくお願ひします。

では、資料1、「令和5年度堺市における児童虐待に関する状況」について、ご報告させていただきます。

（1）児童虐待通告件数の推移です。

表の一番右になりますが、令和5年度に堺市子ども相談所が受けた虐待通告件数1,167件で、お子さんの人数が延べ2,196人。一方、全7区の子育て支援課が受けた虐待通告件数は930件、延べ1,949人となっております。堺市全体では合計で2,097件、延べ4,145人についての通告があったということになります。令和2年度より、堺市においては、何人のお子さんが児童虐待を受けているのかが分かるようにということで、世帯数に加えて児童数でのカウントを開始しておりますため、令和元年度についてはカウントがないのをご了承いただけたらと思います。

次に（2）「対応別の内訳」についてです。こちら、昨年度までは、世帯数のカウントをこちらのほうに載せていたんですけども、世帯の中でも一時保護される子もいれば在宅指導の対応される子もいるなど各児童に応じた対応をしておりますことから、児童数のみでのカウントとなっております。

表の下側、5年度の全市合計をご覧ください。4,145人中で、多い順に言うと、在宅指導が2,450人で全体の約59.1%。770人が調査指導により終結で全体の18.6%。虐待なしが628人で全体の15.2%となっております。

虐待なしは、文字どおり調査と安全確認を実施して虐待がなかったケース。調査指導により
終結は、調査と安全確認を実施して、疑い、軽度の虐待はあったけれども、子ども相談所が継
続して見守る必要はないと判断したケースとなっております。

実際継続的に見守りが必要と判断したケースは、在宅指導の児童とやむを得ず保護が必要と
なったケースで全体の136人で全体の3.3%。ごく限られた数ですが一時保護となってい
ます。表中のその他の内容ですが、女性相談につないだケースや母子で施設へ入所したケー
スなどとなっています。

次に(3)「経路別の内訳」です。子ども相談所と子育て支援課とで分けて掲載しており
ます。まず、子ども相談所です。ほとんどの通告が警察からとなっています、次に、子育て支援
課ですが、児童福祉施設・保育所・認定こども園や学校といった児童の所属する各関係機関か
らの通告が多くなっています。これは、それぞれの通告先が原則、子ども相談所、子育て支援
課と分けていることに起因しています。その他ですが、匿名で通告されたもの、障害者基幹相
談支援センター・児童デイサービスなどが当たります。

(4) 区域別内訳になっておりますので、参考に見ていただけたらと思います。

続いて、裏面です。

こちらは、子ども相談所と子育て支援課で虐待相談があったこどもの実人数の統計になっ
ています。

(1)「児童虐待ケースとして見守っている対象児童の推移」です。令和5年度に堺市全体
で児童虐待ケースとして見守っている対象児童は3,080人となっています。この表には元
年度から5年度までの統計を記載しておりますが、昨年度こちらの代表者会議のほうでご意見
がありまして、お子さんの数というのは減っているんだけど、本来的に虐待というのが増
えているのか減っているのかというのが分かりにくいというご意見がありましたので、今回、
児童数、児童の人口数と割合等を示しているような状況になっています。新型コロナウイルス
の影響を受けた時期の情勢も反映されていると思うんですけども、令和5年度については4年
度よりも見守り児童の割合が増えているということが数字に表れているかと思えます。

次に、(2)「虐待種別内訳」をご覧ください。合計数についてですが、ネグレクトが最も
多くなっております。令和4年度の傾向と同じなんですけども、新規ケースにおいては心理的虐待
の件数が356人と、ネグレクトの235人よりも多くなっています。こどものいる家庭での
DVが児童への心理的虐待に当たるとして通告されるようになったことが大きな要因となって

います。継続ケースの中では、ネグレクトが905人と最も多くなっています。

次に、「年齢別の内訳」です。こちらもおおむね例年と同じ傾向で、乳幼児期の見守り人数が特に多くなっています。枠外に胎児虐待という1を記載させていただいていますが、胎児の年齢をどう考えるかということがありまして、今回は欄外の注意書きに書かせていただいております。

次に、(4)「虐待者別内訳」です。例年同様に実母が1,882件で約61.1%と最も多く、次いで実父、実父以外の父親となっています。

(5)は「区域別内訳」となります。

最後に児童虐待相談対応件数ですが、こちらのほうが子ども相談所・子育て支援課が受けた虐待相談に対して行った助言指導、継続指導等、対応件数になります。例年、新聞報道で発表される数字ですが、堺市ではこちらの2,062件。児童相談所で対応した件数というのがそれに当たります。ただ速報値となりますので、今後、変更の可能性がありますことご了承ください。

事務局からは以上です。

○井上会長　それでは、続きまして次第2の「令和6年度児童虐待防止への取組状況」について事務局に説明を求めます。

○事務局（子ども家庭課 山本）

資料2「令和6年度児童虐待防止への取組状況」です。たくさんありますので、概要のみの説明となります。

まず、(1)「子育て支援に向けた取組」についてということで、①妊娠期から出産にかけての支援、②乳幼児期の支援、③子育て中の親子が集う場の提供支援の3つに分類しています。

①の妊娠期から出産にかけての支援として、特に支援を必要とする保護者を早期に発見するため、市として積極的に関わりを持っています。(1)-1堺市出産・子育て応援事業について、詳細はご覧いただければと思いますが、給付金の支援だけではなくて、面談やアンケートを通して必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図っています。

そのほか、(1)-4妊娠届出時や転入時の全数面接の実施、(1)-6子育てアドバイザー派遣事業では、乳幼児のいる家庭を訪問して相談に応じています。

②です。乳幼児期の支援についてですが、こちらにおいても(1)-8乳児家庭全戸訪問、

(1) - 1 1 乳幼児健康診査といった、出産をされた保護者への関わりを持てる取組を行い、支援が必要な保護者を早期発見し、虐待の未然予防につなげています。そのほか、順番前後するんですけど、育児に疲れを感じた方、緊急的、一時的に養育ができない方のために、(1) - 9 一時預かり、(1) - 1 0 子育て短期支援事業といった取組がございます。

③です。子育て中の親子が集う場の提供支援として、「みんなの子育てひろば」を36か所で実施しています。令和3年度より事業開始した「さかっこひろば」。親子の交流や子育て相談できる場もそちらで提供しています。

次に、(2) 「児童虐待防止への啓発」についてです。例年実施しておりますオレンジリボンキャンペーンやオレンジ&パープルリボンキャンペーン、今年度も児童虐待防止の推進月間、今月11月を中心に実施しております。児童相談所全国共通ダイヤルの189について、キャンペーンを通してさらなる周知を図っていきます。

次に、(3) 「関係機関等から通告体制、整備強化する取組」として、引き続き、子ども家庭課の職員による学校、園への訪問及び虐待対応に関する説明を行っております。

こどもたち自身が相談できるように、189の相談先などが記載されたカードを市内全市立小学校の1年生・4年生に配布しています。

(4) 「児童虐待対応の強化」として、児童虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応にオール大阪で取り組むことによって、重大な児童虐待「ゼロ」の実現をめざしております。また、令和3年4月から、子ども相談所が受理した児童虐待通告の情報を大阪府警察と全件情報共有しております。

(5) 「研修その他による人材の育成」について、その他紙面をご覧ください。

(6) 「その他の取組」について、新しい取組としては③のこども家庭センターについてです。令和6年4月より施行されております、改正児童福祉法により規定されていますこども家庭センターですが、堺市は既に子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と、市区町村子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）を各区の保健福祉総合センター有していますので、それぞれの機能を維持しつつさらに統括支援員を各区に配置することで、妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行っております。

事務局からは以上です。

○井上会長 次に、次第3の、「令和6年度要保護児童対策地域協議会 区代表者会議の報告」に移りたいと思います。事務局に説明を求めます。

○堺区子育て支援課長（吉田） 子育て支援課の吉田と申します。着座にて、今年度の取組を簡単に説明させていただきます。

今年度は、先ほども説明がありましたように、各区にこども家庭センターという名前の新たな組織ではなくて機能が設置されました。これは、大きな点は、1つは統括支援員という職員を置きまして、その下でいろんな機関と連携して仕事を進めるということと、今までは「こうしなさい」「あしなさい」という指示命令的な対応というか出していたんですけども、サポートプランという形を当事者と一緒につくっていくという形で取り組みましょうと。それは「こうしなさい」「あしなさい」じゃなくて、自分たち自身が「どうしていきたい」「こうしたい」「こうできる」ということ引き出していきましようというところに特徴があると思います。

連携についてはいろんな連携があるんですけども、今年は堺区では学校連携、特に不登校のこどもに対する対応を学校と一緒にやっというここと取り組んでいます。まずは、こどもをしっかり受け止めるとともに、親の気持ちもしっかり聞いていこうということをやっています。まだ10ケースほどしか対応できていないんですけど、大体こどものサポートプランを見ますと、いろんな意味で親に不満とか怒りを持っているんですけども、それを「言えない」「言ったらいけない」「言ったらかわいそう」という形で思いとどまっている。それが活動や、学校に行こうとかいう活性を抑えているのかなというのと、お母さんはいろんなことを今までの中で引きずっておられて、それが解決しないままもやもやしている中で、「一体これから私どうしていったらいいんだろう」という形で、なかなか家庭力、家事やら育児について力が込められていないんだなと思っています。

会議では不登校の小4のお兄ちゃんと小2の女の子を養育している母子家庭の架空事例をもとにグループでケース検討を行いました。関係機関とどうしたらいいかという答えを出すのではなくて、それぞれの関係機関が自分たちなら何ができるかという意見を出し合っていました。本当にたくさんのいい意見が出てきました。特に私が感動しましたのは、スポーツ振興事業団、のびのびルームをやっというところなんですけども、私らも、その先生がおっしゃるには、「不登校の子ものびのびルームにつないでくれたら、一緒に宿題したり遊んだりスポーツしたりできるよ」「どんどんそういう形で私らも力になっていきたいんでよろしくをお願いします」と言っていて、私の中ではのびのびルームが不登校の子に関わってくるといことはなかったの。同じ場所ですけども、学校とはちょっと一味違うのび

のびルームで不登校の子が関わってもらえるということはすごいことだなと思って、これからも一つのすごく有力な社会資源だというふうに思って、この仕事を続けていきたいと思っている次第であります。

以上です。

○中区子育て支援課長（松尾）　　続きまして、中区子育て支援課課長の松尾と申します。私からは、10月25日に行いました中区の代表者会議について、着座にて報告させていただきます。

中区では「こどもを虐待から守るための支援の近況について」という議題で、主には堺市の児童虐待の状況等について、もう一つは「こども家庭センターとサポートプランについて」を議題とし、ご意見をいただきました。

まず、虐待の状況等の中で、一時保護時の司法審査導入のことについて委員から質問をいただきました。その質問の内容といたしましては、堺市の中区においてはやはり「虐待の件数が多いということについて、何か明確な要因はありますか」という質問をいただきました。これに対しまして、当課から、さまざまな要因はあるのですが、明確な要因ということで、何か客観的な数字、いわゆるエビデンスといったもので示すということのはっきり言って難しいというふうにお答えさせていただきました。

また、委員から、「学校に通えずに、また友人にも会えずに制限のある生活を強いられることから、一時保護所へは二度と行きたくないといった声を聞くことがある」というようなご意見をいただきました。これに対しましては、同席しておりました子ども相談所の担当者から、子ども相談所は現在一時保護所の受入れ児童数は多い状態で、パンクしている状況があるということと、そのような中においても、可能な範囲で学校行事等の参加であったり、また、こどもの思いを聞く機会も設けているという説明をさせていただきました。

そして、司法審査導入に当たり関係機関等が協力できることについても議論いたしまして、まず、身体的虐待では受傷時の写真であったり記録した日時などをしっかり残すこと。そして、ネグレクトや心理的虐待でありましたら、児童やその保護者の発言等の記録の積み重ねが必要だと、そういったことを考えているということを会議において共有させていただきました。

そして、もう一つの議題であります「こども家庭センターとサポートプランについて」も、中区内で、こども家庭センターにどのような機能があるのかということを中心に説明をさせていた

だき、そして、実際に保護者と関わりながら支援をしていくサポートプランといった中身についても説明させていただきました。この後に、委員からは、「やっぱり子どもへの支援が必要な家庭の場合、その保護者、世帯へもしっかりした支援が必要であるということが非常に多い」という意見をいただきました。そして、我々に向けては、「そういった支援をしていくときに傾聴とか共感とか承認といったものが重要であると考えますけども、どのように市のほうでは研さんを重ねているのか」というような質問をいただきました。対応支援に関しては、職員が研修等を通じまして、しっかり対人スキルを磨いていることを説明させていただきました。

最後に、堺市におけます児童虐待に関する状況であったり、困難さを抱える児童への取組状況、そしてこどもの声を基にした議論や日々の支援事例といったものが、この会議の場で共有をできまして、各委員よりも非常に積極的な質疑がございました。中区におけます児童虐待の関心や法改正に即した対応の検討ができ、こどもの言動にはやはり家庭の背景があり、一つの機関だけでの対応の難しさがあるということが共有でき、他機関との連携を相互に求めていることが確認し合えるよい機会を持つことができました。

中区の代表者会議については、以上のとおり報告させていただきます。

○東区子育て支援課長（拓植）　　続きまして、東区から会議の報告をさせていただきます。東区子育て支援課の拓植と申します。着座にて説明させていただきます。

東区では、9月30日に区の代表者会議を開催いたしました。各委員さんからの意見交換と、あと子ども相談所から来ていただきまして、「一時保護をされてから解除までの支援」という形で講演いただいております。ただ、時間配分がうまくいかずに、意見交換が主になりました。意見交換ではお手元の資料のとおり意見をいただきましたが、例えば地域の方、民生委員さんや主任児童委員さんからは、虐待件数で実母の方が一番虐待者として多いというところで、「サロンに来ていただいているお母さんのしんどさとかというのはどのように緩衝したらいいのか」という思いを込めてのご発言がありました。

その他、認定子ども園や幼稚園の先生からは、実際見守りいただいている要保護児童のご家庭について、「やはり保護者の養育力が低くなっているんじゃないか」とか、「親御さんがこどもの対応をどうしたらいいのか分からない方が増えているんじゃないか」との発言がありました。小学校からは、「毎朝の登校の確認だったりとか、保健室の先生がどのように子どもたちの様子を観察しているか」という話を具体的にいただいたり、また、教育プログラムや職

員研修などでこういった取組をしているというような紹介がありました。中学校などからは、今、実際に不登校で困っておられるご家庭、親御さんが「こどもを登校させていない」ということで、こどもの養育を果たしていないのではないかとという事例を挙げてのご意見もございまして、今進行している事案の対応に苦慮されている発言もありました。

改めて、各機関がそれぞれ一生懸命対応されているということを経験できた良い場になったのかなと思いますし、保護者や家庭の養育力が低くなり、余裕がなくなっているという共通の認識が感じられた会議になりました。

また、子ども相談所における一時保護については、こどもが保護された後、どのように対応し、その後どのように解除していくのかというのを確認でき、有意義な機会になりました。

以上です。

○東区子育て支援課長（拓植）　　続きまして、東区から会議の報告をさせていただきます。東区子育て支援課の拓植と申します。着座にて説明させていただきます。

東区では、9月30日に区の代表者会議を開催いたしました。各委員さんからの意見交換と、あと児童相談所から来ていただきまして、主に「一時保護をされてから解除までの支援」という形で講演いただいております。ただ、ちょっと時間配分がうまくいかずに、意見交換が主になっています。お手元の資料のとおり意見をいただきましたが、例えば地域の方、民生委員さんや主任児童委員さんからは、虐待件数で実母の方が一番虐待者として多いというところで、「サロンに来ていただいているお母さんのしんどさとかというのはどのように緩衝したらいいのか」という思いを込めてのご発言がありました。

また、認定子ども園や幼稚園の先生からは、実際見守りいただいている要保護児童のご家庭について、「やはり保護者の養育力が低くなっているんじゃないか」とか、「親御さんがこどもの対応をどうしたらいいのか分からない方が増えているんじゃないか」との発言がありました。また、小学校からは、「毎朝の登校の確認だったりとか、保健室の先生がどのようにこどもたちの様子を観察しているか」という話を具体的にいただいたり、また、教育プログラムや職員研修などでこういった取組をしているというような紹介がありました。また、中学校などからは、今、実際に不登校で困っておられるご家庭、親御さんが「こどもを登校させていない」ということで、こどもさんの養育を果たしていないのではないかとという事例を挙げてのご意見もございまして、今進行している事案の対応に苦慮されている発言もありました。

改めて、各機関がそれぞれ一生懸命対応されているということ共有できた良い場になったのかなと思いますし、また、保護者や家庭に余裕がなくなっているというのが共通の認識であるというふうに感じられた会議になりました。

また、子ども相談所における一時保護については、どのような流れで保護されてから子どもさんを対応され、またどのように解除していくのかというのを確認できたのは有意義だったと思っております。

以上です。

○西区子育て支援課長（辻尾）　引き続きまして、西区のほうから会議のご報告をさせていただきます。私、子育て支援課長の辻尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

西区では、テーマを「児童虐待対応におけるこどもの一時保護」として、子ども相談所の機能の一つである一時保護について、子ども相談所の方から講義で学び、意見交換を行い、理解を深めております。これは、区のほうで日頃地域において多くの子どもを見守るケースワークの中で、こどもの虐待の現認と訪問を毎日のように行っておりますけれども、そのときの重症度が高かったり、こどもが「もう帰りたくないんだ」というような強い意思表示をしたり、もしくは保護者の方が「こどもを育てることがしんどいんだ」「もう見れないんだ」などの意思表示がなされたときに、我々はこどもの一時保護の必要性が頭をよぎります。そして、子ども相談所に相談するということがあります。一時保護を行うことでこどもの命を守って、安全で安心な場所を確保するというメリットは理解できているものの、一時保護という限られた時間の中、子ども相談所でどのような調査をされ、また、一時保護された子どもたちの生活がどのようなものかということをもっと理解するために、お話を聞かせただいて意見交換を行っております。

意見交換の中では、委員の方から一時保護中の学校行事への参加の可否とか、別の委員からは、大人がこどもの意見をどうやって聞き出していくか、その姿勢についてエンパワーメントについてなどの意見が出ております。また、堺市と大阪府警との情報共有に関する連携とか、これから始まります一時保護時の7日以内の司法審査の導入なんかについても、お話をお聞かせただいて、今後、我々が注意していかなければならない点とか、改めてこどもの最善の利益ということを考える機会になったと考えています。

以上でございます。

○南区子育て支援課長（百嶋） 南区より、南区代表者会議についてご報告させていただきます。私は南区子育て支援課長の百嶋と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

南区では、まず子ども相談所のほうより、一時保護時の司法審査導入について説明がございました。その後、議題といたしまして、今年度から設置されました「こども家庭センター機能について」と、南区で8月より開始しております「南区子どもの居場所推進事業」についてご紹介をさせていただきました。

「こども家庭センター機能」につきましては先ほどご説明もありましたように、児童福祉法の改正に伴って全てのこどもが切れ目なく支援を受けられるように、保健センターが主に実施しております母子保健と、子育て支援課で実施しております児童福祉の連携を強化するため、全区に設けられたものでございます。こちらの機能と取組について、4月より配置されました統括支援員のほうからご説明をさせていただきました。

次に、「南区子どもの居場所推進事業」についてでございますが、こちらは様々な理由によりまして学校に通いづらさを感じている小学生から18歳までのこどもたちが、学校以外の身近な場所で安心して自由に過ごせる居場所としまして、南区内の3か所の駅ごとに愛称を「りんくる」と名づけ、この居場所を開設させていただいております。自分に合ったペースで過ごしながら新たな自分を見つけるきっかけとして利用していただけるように、地域の支援者の方々の協力を得ながら、8月より10月にかけて順次運営を開始しております。

以上の事業についてご説明をさせていただき、出席委員よりご意見をいただきました。委員のほうからは、一時保護中のこどもたちの生活について制限が多いということで、「加害側である保護者には制限がなく、被害を受けたこどもたちが相談所の中で制限のある生活を強いられるということは、こどもの権利(擁護)の観点から課題ではないのか」というご意見をいただきました。また、「不登校のこどもたちにとっての居場所がないという話をよく聞く」ということや、また、学校のほうでは「在籍期間中に不登校の問題を解決するというのが難しい」であったりとか、「家庭に要因があることが多く学校だけでは解決が困難である」というところから、「今後の『りんくる』の事業について期待をしている」というご意見もいただきました。また、「区役所の事業を色々知ること、学校や関係機関、また地域の方々と連携していくという認識を持てた」などのご意見もいただきました。

南区からは以上でございます。

○北区子育て支援課長（宮田） 北区子育て支援課の宮田と申します。北区の代表者会議について、着座にてご報告させていただきます。

北区では、子ども家庭支援センター清心寮（リーフ）から宅食支援やその他の活動についてご説明をいただき、その後、事例検討、意見交換を行いました。この議題を設定した理由といたしましては、北区において、家庭児童相談員だけでは受け入れてもらえない世帯に、清心寮（リーフ）と連携し食料などの宅食支援を介することにより受け入れられたり支援を円滑に進めることができた事例があったことから、関係機関と連携した支援の重要性を改めて再認識できればとの思いで今回のテーマを設定いたしました。

会議では、清心寮（リーフ）の宅食支援やその他の活動をご紹介の後、4グループに分かれ、事例に対するそれぞれの機関の視点や対応を話し合っただく事例検討を行いました。

今回の会議を通してのご意見といたしましては、「1つの機関で解決することが難しいケースもあるため、関係機関の役割を理解することが大切である」。また、「関係機関で話し合うことで、各機関がどのような動きをしているのかを共有でき支援がしやすくなる」。そして、「支援やアプローチを受け入れてもらえない家庭でも、他機関が違う面からアプローチして支援につながることもある」。そして、「子ども自身がどうしたいのかなど、当事者の声を聞くことも大事である」などのご意見をいただきました。今回の会議を通じまして、関係機関との連携の大切さ、情報を共有しながら重層的に支援を行うことの必要性を再認識できたのではないかと考えております。

北区からは以上です。

○美原区子育て支援課長（村田） 美原区子育て支援課、村田でございます。美原区では9月10日に代表者会議が行われましたことを、簡単ではございますが報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

美原区では主な議題としまして、「こどもの虐待の発見・通告から支援への流れ」というテーマで子ども相談所職員による講義を実施しまして、関係機関同士の情報共有を図りました。会議から得られた内容としては大きく2つございます。

まず1つ目は、虐待、それから養護の相談は子ども相談所や区役所の子育て支援課で受けておりますが、子ども相談所は主に警察や医療機関との関わりが多く、子育て支援課は学校や子ども園などの児童福祉施設との関わりが多いといった特徴がございます。こういった通告経路の違いや子ども相談所と子育て支援課の役割分担。例えば、子ども相談所は介入型、子育て支

援課は支援型であることの理解が進みまして、虐待の初期対応の方法について関係機関の認識を深めることができました。通告時には具体的な事実を詳しく聴き取ることがアセスメントなどの危険度判断の重要な資料となりまして、その後の介入であったり支援をどのように行っていくのが最適であるかといった検討をするためにも、聴き取りや記録が重要であることの共有が図られました。そして、通告した側と虐待者との関係を崩さないことも大切でして、これは虐待者と対立した後、その後のご家庭の状況が分からなくなってしまうことが一番困るといったこともございますので、こういった関係機関同士で協力して保護者への対応に当たることが大事であるというところも共有になりました。

そして、2つ目としまして、こども園などの在籍がないこどもに対する地域支援の取組において課題があるといったことや、こどもの安全確保のために一時保護をしている状況が年々増えてございまして、公の施設が常時満床といったところから、民間の児童養護施設にも委託するといった状況が起こっております。問題行動の裏にある家庭環境に課題があったり、保護された児童の精神的なケアの課題もあることから、単独の機関だけではできないことを複数の機関同士でつながりまして対応していく必要があるといったことの認識についても深められた状況です。

最後に、令和7年6月から導入される一時保護時の司法審査につきまして、保護判断の適正性や手続の透明性を確保するために裁判官が保護の審査を行うことになり、虐待の初期対応時の資料や一時保護の判断の客観的な資料といったもの、今後も写真やその経過の記録が重要であるといったことの再認識が図られた次第でございます。

報告は以上です。

○井上会長　ご報告ありがとうございました。

それでは、これまでの次第の案件1から3について、何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○大江委員　大江です。いろいろ発表いただきありがとうございました。

今回一時保護の司法審査が始まるということで、一時保護について各区で検討していただいたということなんですけれども、やはり現場で見えていまして同じ感想で、一時保護所が満員になってしまっている、期間が長くなって入所中のお子さんの不満がたまってしまうと、「何で学校の行事に参加できないんだ」とか、「こんな約束してたのにまだ出れないのか」というお声がたくさん聞かれるというところがありますので、やはりまず児童養護施設等の受入

れの人数をできるだけ増やしていただくとか、施設の職員さんの体制をどんどん増やしてはいただいているんですけど、職員さん自身に余裕がないとやっぱりお子さんの対応ってどうしても雑になってしまう面が出てしまうと思いますので、そういう施設受入れ人数の拡充や、担当者増加をぜひお願いしたいと思います。

一時保護期間が長くなってしまいう事情として、ご家庭に帰れないという事情のあるお子さんの入所施設を探さないといけないという中で、施設のほうも受入れの人数が十分でないので、探すのが大変だということの現実があると思います。このため、施設についても児童自立、児童養護のそれぞれ人数をできるだけ増やしていただけるような体制を整えていただきたいなというのと、本当に現場の方々すごく頑張っていて、いっぱいいっぱい、でも子どもたちのことを考えて動いていただいているので、現場に負担を求めるのではなくて体制のところで人数を増やしていけるというようなことをお願いできたらなと思います。

○井上会長　ありがとうございます。人数、それから入所数等の拡充ということです。これについては、市としても何とか拡充していける方向で考えていきたいというふうには考えております。なかなかこれが進まないのが現状でございますけれども、何とか拡充に向けて精いっぱい努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

そのほか何かございましたら、ご意見のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○才村委員　1点お伺ひしたいんですが、資料1の裏側(2)虐待種別内訳で、心理的虐待が、5年度の場合、新規、継続合わせて1,041件ということで非常に大きな割合を占めています。しかもこの心理的虐待の、多分もう大半は面前DVだと思うんですね。となれば、やっぱり面前DVからかなり心理的ダメージを負った子どもさんがすごく多いんですね。そういうふうにと考えると、資料2の5ページですかね。その他の①のところ、DV避難児童等心理ケア事業というのがあって、令和5年度の実績として心理ケアが延べ9回、アセスメント延べ2回ということで、この1,000件に対して何かやっぱりすごく少ないなというふうにおもうんですね。この心理的ケア延べ9、これは延べですから、何か子どもさんの数にしたらもっと減るのかなというように思ったりしています。

それと、アセスメントというの、どういうことなのか。この心理ケア事業におけるアセスメントって具体的にどういうことなのか。その辺りをちょっと教えていただけたらなというふうにおもう思ひます。

○井上会長 ありがとうございます。事務局のほう、お願いいたします。

○事務局（子ども家庭課 山本） 事務局の山本です。ご質問ありがとうございます。

才村委員からご質問いただいたDV避難児童等心理ケア事業というのが、実は趣旨が異なっておりまして、DVで逃げてきた方に対して行っている事業になります。今おっしゃっておられた、北区の報告にもあったリーフ（子ども家庭支援センター）のほうに委託して行っております。基本的には来所していただいて、面接とかお子さんとお母さんのケアをするという事業になっておりまして、緊急避難的に逃げてきた状況の中で、来所して継続して支援していくというのが難しいという課題にも直面しているような状況です。ただ、おっしゃられるように、心理的虐待で傷ついたお子さんたちへの心理的ケアというのも必要になってくるかと思いますので、これからもどういうふうに支援していけばいいのかみたいなところは考えていけたらなと思っております。

すみません、お答えになっていないかもしれませんが、ありがとうございます。

○才村委員 いえ、ありがとうございます。ちょっと誤解していました。DVで避難してきた母子に対する心理的ケアと。

○事務局（子ども家庭課 山本） そうです、はい。

○才村委員 でしたらそれ以前に、もちろんこのケアというのすごく大事だと思うんですけど、こういった母子で逃げ込んできたケース以外に、当然面前DVで被害を受けたこどもさんってものすごいあると思うんですよね。1,000件ぐらいあると思うんですけど、そういったこどもさんの心理ケアというのもこれは当然必要なことなので、これは今の例えば子ども相談所や各区の体制で、特にこの場合は心理職、多分おられないと思うんですけど、その辺りの心理ケアというのを今後、これはもうすごく今も求められていますし今後ますます重要になってくるのかなというふうに思いますんで、面前DV被害児の心理ケア、これについて今後一層力を入れていただけたらなというふうに思います。ありがとうございました。

○井上会長 ありがとうございます。

それ以外何かございましたら。お願いいたします。

○竹中委員 堺市医師会の小児科医会の竹中です。今回初めて参加させていただきました。

先ほど先生方のお話聞いていますと、かなり一時保護所、それから常備相談施設が結構満床に近くてなかなか入ってこられないというようなことだったんですけども、以前、私堺市のほうの会合に出席させていただいたときに、里親制度に関して結構話題になっていたと思うんで

すけども、堺市のほうも広報活動として里親になりませんかというようなポスターも作られていたと思うんですね。その辺りの実情といたしますか、実際里親になられている方が増えているのかどうかとか、その辺の現状というのをちょっと教えていただけますか。

○井上会長　ありがとうございます。事務局のほう、お願いいたします。

○事務局（子ども家庭課　岩本）

堺市におきまして、令和4年度に「さかい里親YEAR」ということで市を挙げて広報啓発を図っているところでございます。数字につきましては、里親登録の話ですけれども、全体的に微増というような認識で思っていただければと思います。ただ、高齢によって登録が解除になるというか、年齢のためにそういったところの件数もプラスとマイナスの部分もございませので、微増というようなところになります。

新規登録につきましては大体年間10件前後ぐらいかなというところにして、まだまだ登録数をもっともっと増やしていかなければならないというような認識でいます。里親委託率につきましては、現在20%ちょっとというところでございます。

以上です。

○井上会長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○竹中委員　はい。

○井上会長　ありがとうございます。

そのほかご意見のほうございますか。お願いいたします。

○田中（壽）委員　堺市里親会の田中と申します。よろしくお願いいたします。

今おっしゃられた、里親が微増というか、私も里親の啓発には何回か参加をさせていただいたんですが、特に多かったのがシングルの方に結構当たりまして、「シングルでもできますか」というような方とか。もう一つは、「養子縁組をしないといけないんじゃないの」という認識の方が非常に多くございます。そうじゃないですよと、あくまでも一時的に短期で、例えばお母さんがシングルで入院されて誰も見てくれる人がいない、そういった場合でも可能ですよというようなご説明をさせていただいて初めて、「あ、そうなんだ」というところで、いろいろ市も挙げていろいろやっちはいるんですけど、やはり聞くと「縁組をしないといけないんじゃないの」とかという認識の方がまだまだ多いのかなと。だから、この部分でこれをどう解決していくかで、かなり変わってくるのかなと。

それともう一つは、委託率が今20何%ですが、実際にやっぱりまだ未委託のご家庭もあり

まして、そういった方がもし里親聞かれたら、「いやいや、うちもう登録して何年もたつけど来ないのよ」って言われると、あ、里親してもそんな来ないのかなとかいう問題もありますし、今、虐待の一時保護とかいっばいだと言いつつも、やっぱり里親の委託率を考えると、里親さんそれだけおられるわけですよ。まだ何十%という。そこも活用できないのかなというところが1つなんですね。

まず、何を大前提で考えるかというたら、こどもの幼い命を守るか守らないかです。命を守らなければいけないという観点に立ったときに、どうすべきかというのを最初に考えないといけないんじゃないかなと思います。ですから、里親としても、もし行政と手を組んで協力して里親会も動いてこういう形でこうあるんですけどどうですかと。中には里親さんの中にも、「いやいや、もう小学生からは見れません」という人も正直おられるんです。だから、市としても頼みにくいな、委託率が低いというのも、そういうところもあると思うんですよね。だけでも、やはり大前提に立たないといけないのは、人の命を守る。こどもの命を守る。ここが一番最初にあるべきだなと。その中でどうすべきか。

今言いましたように、一時保護でも制限を受けるって本当にかわいそうです。こどもを閉じ込めてしまう。だからこそ、逆に里親さんのところへ行ったら、例えば学校にすぐ行けなかったとしても、週末にどこかの形で一緒にどこかへ連れて行ってあげたりとか、こうだよという一つの何かができるんじゃないかなと。傷ついているこどもの心を少しでも癒やすことができる。「あ、大人を信用していいんだ」「大人ってみんな悪いばかりじゃないんだ」というのを、やっぱりやっていかないといけないのじゃないかなと思いますんで、ぜひできたらこういう「一時保護でいっばいや」とか言わずに、里親さんもいるいうところでその辺りも含めて、いろんな形で考えていただければなと思います。

よろしくをお願いします。

○井上会長　ありがとうございます。貴重なご意見、ありがとうございます。

ほかにはご意見ございませんでしょうか。お願いします。

○丸山委員　母子生活支援施設ハピネス・ハークの丸山です。

先ほど山本さんのお話の中で、子育て短期支援事業のご紹介がありました。我々の施設でも堺市と契約させてもらって、多くの子どもたちを受け入れさせてもらっています。主な利用の方はお母さんのレスパイトで、幼児さんから小学生の利用が多いです。ただ、他市とも契約はさせていただいているんですけども、他市は小学生以上の中学生、中には高校生の子もおら

れます。不登校の子がやはりすごく多いです。

利用中は車に乗って遊びに出かけたりとか外食したりだとか、そういうこともさせてもらっているんですけど、「久しぶりに家から外に出てほかの人としゃべった」とか「走った」とか、何かそういう率直な感想とかもあったり、「一時保護所は制限が多過ぎるけど、ここはもう気楽でいいわ」みたいにおっしゃる子も、話してくれる子もいます。大人が選ぶショートステイというのではなくて、こどもの思いで選べるようなショートステイがあれば、またちょっと違う角度から子どもたちが守れるんじゃないかなというところも感じています。

それから、また「一時保護所がいっぱいです」というお話もありますけれども、他人の目とか見守りの目があれば、母子分離せず生活していけるのではないかという世帯もあるのかもしれないです。母子生活支援施設は母子を分離することもなく再構築の支援もできる施設ですので、ぜひともご活用いただいて、資源として使っていただいて、私たちの施設からも子どもさんを守るというところに一緒に考えさせていただきたいなと思っています。

今後ともよろしく願いいたします。

○井上会長 ありがとうございます。またお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと時間のほうもございますので、続いて次第、案件4に進みたいと思います。よろしく申し上げます。

令和7年6月より開始します、「一時保護時における司法審査」について、事務局に説明のほうお願いいたします。

○堺市子ども相談所虐待対策課長（谷村） 堺市子ども相談所虐待対策課長谷村と申します。着座にて失礼します。

資料のほうをご覧になっていただければと思います。

平素より皆様には、堺のこどもの安心安全のために様々なご尽力、本当にありがとうございます。先ほどから一時保護の満床のお話がかなり出ているんですが、臨時の養護施設、医療機関、さらに里親さんにも本当に無理をお願いして、急なお願いで預かっていただいているような状況です。ほかにも学校等、一時保護の際にはご協力いただいて本当に感謝しておりますし、皆様のご協力がないとやっていけない状況にありますので、この場をお借りしてありがとうございますと、感謝の言葉まず述べさせていただきます。

中身なんですけれども、令和7年6月より一時保護時の司法審査が始まります。先ほどからも話題になっていますけれども、これは児童福祉法の改正により次年度6月から、児童相談所

が行う一時保護に際しての司法審査ということが始まることになっています。国連のこどもの権利委員会の勧告により、様々な改正が行われている一環となっています。一時保護は親子を分離する大きな権限を持った処遇であるにもかかわらず、これまでは司法の判断は必要としませんでした。また、一時保護の基準も明確ではなく、児童相談所運営指針や子ども虐待対応の手引きなどに記されているだけでした。今回、法改正に伴い一時保護の要件について法例に示されることになりました。

資料のほうに、ちょっと字が小さいかもしれませんが、細かく記載させていただいております。ここにあります7つの類型という形で示されています。

令和7年6月より、児童相談所は一時保護を行う際に、事前もしくは事後7日以内に親権者の特定ができない場合や親権者の同意が得られない場合、裁判所に一時保護状の請求申立てを行うこととなります。裁判所に申し立てる際には、資料にありますように、一時保護の要件は何か、その裏づけになる事実は何か、またその必要性と目的についても明確にする必要があります。さらに、保護者の意向、児童の意向についてもきちんと聴取し、意見を併せて申し立てることとなります。

裏面の資料をご覧ください。

これまでも一時保護する際には、こどもの最善の利益のために様々な視点で検討し、保護者やこどもの意見を確認し、行ってきました。司法審査が入ることによって、一時保護の目的はより明確になると思われます。

一時保護はこどもの最善の利益のために行うものですが、児童の生活に大きな影響があります。保護者の取戻しなどの可能性が少しでもあれば外出や通学はできませんし、集団生活の不自由さもあります。また、児童が楽しみにしていた友人とお出かけもできないこともあります。逆に、毎日の安定した生活で3食とおやつをきちんと取り、必要な医療を受け、適切な大人の関わりや学習機会を与えられ、こどもらしい健康な生活を取り戻すことができることも事実です。親元を離れ、初めて自分の気持ちを話すことができたこどもも少なくありません。一時保護することで親元から一旦離れ、安定した生活の中で親子が歩み寄るよい機会になることもあり、また、家族の中で絡み合った課題が明らかになり、家族の再生の機会になることもあります。

一時保護は目的ではありません。一時保護をきっかけにこどもが安全に安心して生活でき、心身ともに健やかに育成されるように、保護者と共に努力していきたいと考えています。

児童相談所には、様々な心配な連絡をいただきます。いろいろな角度から検討し、こどもの安全を確保する必要があると判断したときに、一時保護を行うことがあります。関係者の皆さんには、引き続き心配な状況が確認されれば躊躇なくご相談いただくとともに、一時保護についてもこの機会にご理解いただき、こどもや家族の支援をそれぞれの役割の中でお願いできればと考えています。

また、近年では高年齢児、高校生年齢の児童が、自らSOSを発信し、救いを求めてやってくるこどもたちが増えております。せっかく助けを求めて来られても、親の協力が得られないために住居の確保ができなかったりとか、仕事を探しに行くことができなかったりとかいう児童がかなりの数になっておりまして、できるだけ努力はしているんですけども、受入先に大変苦勞しているような実態があります。こどもたちに対してどうしてあげられるのかというところ、この会場の皆様にも実態をご理解いただいて、今後ともご協力いただき、お知恵を貸していただければなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

めざすゴールはこどもの笑顔だと思っております。堺のこどもの安心、安全のために、皆さんと心一つにしてこれからも粛々と取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きご協力をよろしく申し上げます。

○井上会長　ありがとうございます。事務局から、次年度6月より始まります「一時保護時の司法審査」について説明をさせていただきました。

委員の皆様から何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続いて、次第の案件5に進みたいと思います。今年度は「こどもの権利擁護」、とりわけ「児童養護施設等で暮らすこどもたちへの権利擁護」をテーマに、事務局より本市の取組についてご報告します。それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局（子ども家庭課　山本）　よろしく申し上げます。子ども家庭課の山本です。着座にてご報告させていただきます。

では、資料5のご説明させていただきます。

こどもを権利の主体として明記した児童福祉法の改正でありますとか、こども家庭庁の創設、「こどもまんなか社会」の実現という言葉をよく耳にするようになったかと思えます。とりわけこどもの権利については、今回、児童福祉法の改正においても重要な改正のポイントとして明記されているところです。

今回はこの会議のお時間をいただきまして、とりわけ「児童養護施設等で暮らす子どもたちに対する本市の取組」について、お話しさせていただきます。

児童養護施設等で暮らすお子さんたちは、様々な背景があり児童養護施設や里親さん家庭、ファミリーホーム等で生活をされています。その背景や、環境から意見を表明する機会、自身の権利を行使していく力が弱かったりとか、弱っていたりという傾向があるかと思います。本市ではそういった子どもたちが意識的に意見を持つこと、意見を表明することを支援するということを目的に令和5年度より準備を行いまして、今年度より児童養護施設、1施設にて実施しております意見表明等支援事業についてご紹介をさせていただきます。

簡単に、今までの法制度の経緯、本市における意見表明等支援事業の概要を説明した後に、実際にこの事業を委託しておりますNPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKAよりお越しいただいています奥村代表より、「子どもアドボカシー」のお話と、実際に児童養護施設で行っている「訪問アドボカシーの取組」についてお話をいただきます。

では、資料5、スライドの2つ目です。「子どもの権利擁護に関するこれまでの経緯」ということで記載させていただいていますが、平成28年の児童福祉法の改正で、子どもの権利擁護に関する事項が法に明記されるようになっていきます。その後、令和元年の児童福祉法の改正と、令和4年に児童福祉法の改正がありましたが、社会的擁護に係る子どもの権利擁護の様々な取組が規定されています。令和5年には子ども基本法の施行、令和6年4月、令和4年改正の児童福祉法が施行されています。

続いて、児童福祉法の改正により対応が必要な事項として、3つ挙げさせていただいています。1つ目が、まず児童相談所が行っております、「児童相談所等による意見聴取等措置」ですね。施設に入所あるいは、一時保護するお子さんには、しっかりと意見聴取をなさいよというような措置になります。2つ目が今回お話しさせていただきます「意見表明等支援事業」。都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないというふうにされています。3つ目、「子どもの権利擁護に係る環境整備」ということで、児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置、その他の措置の実施及びこれら措置の実施中における処遇に対する児童の意見または意向に関し、都道府県児童福祉審議会、その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることということで、社会福祉審議会のシステムを使って、子どもたちの権利を擁護していくようにという環境の整備を行うことというふうになっていま

す。

本市における意見表明等支援事業ですが、施設や子ども相談所に対するこどもの意見表明を支援するため、意見表明等支援員、アドボケイトを派遣しています。令和6年度は児童養護施設、1か所に派遣をしています。専門性、第三者性を担保するということになっていて、NPO法人アドボカシーセンターOSAKAのほうに委託をして実施しております。月2回程度、意見表明等支援員、アドボケイトが施設を訪れて以下の活動をしています。

まずは子ども自身が意見を表明していけるように、①こどもとの関係性の構築、②意見表明権やアドボカシーについての説明、③意見や思いの聴取、④口頭または文書による意見の代弁、⑤スーパーバイザーを交えた振り返りというふうなことを実施しております。

図式化しております資料を参考にしてもらえたらと思うのですが、お子さんとアドボケイト、真ん中に書いてあるお二人の方ですね。お子さんをアドボケイトが支援するような形で、施設への意見だったりとか、施設とか児相って書いているのは児童相談所ですが、言いたくないことはこちら、堺市の子ども家庭課にというふうになっています。そこには意見があった際にはフィードバックをしていくという形で、波線の矢印で返ってくるような形で記載させていただいています。

では、実際にアドボカシーの実践をしていただいている奥村さんのほうから、お話しいただきます。

○NPO法人子どもアドボカシーセンターOSAKA 奥村代表 今日はお時間いただきましてありがとうございます。子どもアドボカシーセンターOSAKAの奥村と申します。このまま立ってご報告させていただきます。

資料に沿ってご報告させていただきます。

まず、「こどもアドボカシーとは」ということなんですけど、アドボカシーとは権利擁護、代弁とか言われています。こどもの人権の視点に立って声を聞き、時には代弁する活動になっています。それをやる人のこと、こどもアドボケイト、アドボケイトと私たち呼んでいます。こどもの権利の支持者、擁護者、代弁者で、主にこどものお話を聞く人と呼ばれています。

先ほどご説明にもありましたように、2024年度3つのこの事業が始められています。一番下の意見表明等支援事業、これがこどもアドボカシーの事業です。国でいう意見表明等支援員というのをアドボケイトと私たち呼んでいます。2017年から私たち訪問活動していますので、こどもたちもこのアドボケイトという言葉になじみを持ってくれています。

次に、こちら載っていますけど、これは単に私たちが施設に行ったり、子どもたちの元に行ってお話を聞く、それを伝えるというわけではなく、このアドボカシーグソーというのを関係者の方と共につくっていくという活動でもあります。フォーマルアドボカシー、専門職の方々、施設職員さん、また里親さん、養育者、インフォーマルアドボカシー、あとピアアドボカシー、仲間、そういう方たちにも十分お話も聞いてくださっているかと思います。今までのご報告の中でもこどもの声を聞いてとか、こどもの意見をという言葉がたくさん出てきました。それらの皆さんのお話聞いている中で、子どもたち「こんなこと施設の職員さんに言っているのかな」「これちょっと話していなかった」「言っていないかどうか分からなかった」とか、「職員さんに言うのはちょっと気を遣っていた」とか、いろんなことが出てきたりします。それで私たちが独立した存在でお話を聞きに行き、独立したアドボカシーとして入っていかせていただいて、このピースが合わさって、真ん中の子ども自身、本人のセルフアドボカシー、自分で言えるよ、自分の人生だから自分が主導権を持って進んでいくんだ、今までいろんなことで今の自分になっているけど、もう自分で言って自分で考えていける。この本人のセルフアドボカシーを高めるというのが、この事業の大きな目的でもあります。それで私たちは、独立アドボカシーというこのピースの一片を担わせていただくという形です。

私たちはこどもの思いを聞く、伝える。聴取とはまた違い、こどもの権利、「こどもが言っているんだ」という権利の下に、こどものお話を聞きます。生活面のこと、どんなことでも聞きます。言葉にならない思いも聞きます。障害児施設、乳児院等も訪問しています。言葉にならない思いも聞き、それぞれ一人ひとりのこどもに合った方法で聞かせてもらいます。そのためには、ちょっと同じ空間にいて共に過ごす時間も大事だなとも思っています。でも、やはり一時保護所などではその時間が充分取れない場合もあります。そういうときは丁寧な権利と役割の説明をこどもにして、その後にお話を聞かせてもらっています。

こどもアドボカシーには6原則というのがあります。こども主導。こどもが自分の人生の主導権を持てるように、「こうしたらいいよ」「ああしたらいいよ」とは言いません。こども主導です。＜独立性＞「あなたのお話を聞きに来るだけ、それだけに来る人です」ということを子どもたちに伝えます。＜守秘＞「秘密は守るよ」、「伝えてほしいことだけしか伝えないよ」、「でもこの守秘には限界があり、危険なこと、命に関わることは伝えるよ」ということも伝えています。＜平等＞どの子にも全て、話せても話せなくても平等にこの機会は与えられるという意味があります。あと＜エンパワーメント＞こどもの力を信じて、こどもの本来の力

を取り戻す、それを聞くことによって取り戻していくということです。〈こども参加〉こどもが意見が言える、意見を言うということも参加の1つですが、今後こどもが自分のことを決定するときに、意見がちゃんと取り入れられたりということも参加を求めていきたいなと思っています。

私たちは様々な施設訪問しています。ここに書いてあるような施設訪問していますが、堺市では児童養護施設、一時保護所を訪問させていただいています。堺市のほうでは1か月に2回という定期訪問、と不定期の訪問とどちらも取っています。これは施設に合った訪問の形というのがそれぞれ行きながら変わってきます。あまりにも小さなユニットであったり、少人数のところは1か月に2回も来られるのは負担だというようなことがあったり、一時保護所のように入替わりが激しい時期は1か月に2回だと出会えないとか、いろんなことが起こってきます。なので、合った訪問の形を考えながら、定期訪問に加えて不定期な訪問、必要に応じて呼び寄せてもらったなら行ける、そのようなことも考えながら訪問しています。

訪問の形としましては、児童養護施設は2時間程度、活動させてもらっています。遊んだりおしゃべりしたり、そういうのを基盤として関係性を築いていくのですが、そこから意思表示があり、意見が出てきて、意見表明につなげていくというのが本来の目的でもあります。この境目はとても難しいです。遊ぶ人だけに終わってしまったり、なかなか難しいのですが、不定期訪問で児童養護施設を回っています。一時保護所などはもう、役割説明と権利のお話というのがまず毎回あります。それによって「お話ししたい子は？」と尋ね、手を挙げたこどもと全て個別に話して、その日のうちに意見表明もあったりします。毎回毎回たくさんの意見表明があります。

そういう訪問に至るプロセスですけど、まずは施設職員さんに説明というのを丁寧にさせていただきます。やはり先ほどのジグソーパズルの一片を担うものとして、こどもの権利を共にめざすという位置に立たせていただけたらと思っています。こどもには掲示板でお知らせしたり、招待状を配ったり、説明会があるということを、ポスターを貼ったりとかしてまず説明をして出会い、お話を聞くための環境設定というのを考えていきます。

こどもの伝え方はやはりどれもこども主導で、こどもが伝えたい方法で伝えるというのが原則です。担当職員さんに別室で意見表明を聞いてもらうとか、アドボケイトと一緒に考えた方法で、紙に書いてこれを渡すとか、いろいろ考えて伝えます。直接伝えることができない場合もあります。お子さんにすぐに会えないという場合、施設の特に調整が必要となったりもしま

す。一時保護所は、その日のうちに意見表明してもらいます。もうこの子はこの意見表明でここにいなくなるかもしれない。そんなことがあるので、ちゃんと書類を作成して、保管する書類というのも作っています。資料の後ろのほうに参考資料として確認書というのもつけています。こういう書類を一緒に作成して伝えます。

意見表明ですけど、アドボケイトは「こどものマイク」とも言われています。小さなこどもの声を大きくして伝える、少しその子の声に力を持たせて伝えるマイクの役割とも言われています。どのようにして伝えたらいいか、こどもと一緒に考えます。こどもと作戦会議とかと言ったりしていますが、こども丁寧にも聞きながら考えます。そんな中で、何かこども同士の見えないもめごとが見えてきたり、これはちょっとほっておいたらいけないことだなということが見えてきたり、また、こどもが言うことに対するその先に危険を感じたり、例えば、「おうちに帰りたいって言っているんだけど、これは帰っていいものなのか」とかそういうことも出てきたりします。そういうのはしっかりこどもと話し合っ、それなら先に今の状況どういうのかちょっと教えてもら、教えてもらいたいというのを意見にするとか、そういうふうにこどもときちんと合意形成をして伝えることを考えていきます。でも、あくまでもこども主導で、私たちは上手にナビができる人と考えています。ナビゲーターとして、どんな状況、情報というのを考えながら、こどもと一緒に伝えるという役割です。

その後は参考資料等をつけております。呼び寄せてほしいとき、こんな予約のはがきで呼び寄せてもらえるとか、アドボケイトの情報は伏せずこのように写真で知らせたりとかしています。あと、お話を聞くツールとしてカードを使ったり、あと、伝えることが確実に伝えられるようにこのような書類を使ったり、これはこどもと一緒に作成する書類ですけど、それプラス補完の書類、「こんなこともちょっと伝えたほうがしっかり伝わるかな」とかこどもと相談して、添付の書類をつけたりもしています。このようにして、訪問アドボカシー、訪問してこどもの声を聞くという活動をさせていただいています。

報告は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

○井上会長　ありがとうございます。ただいま事務局から、「児童養護施設等で暮らすお子さんたちの権利擁護」について説明がありました。また、アドボカシーセンターOSAKAの代表理事からも、ご説明のほうがありました。また、各区代表者会議においても、こどもの権利擁護についてのご意見が委員の方から出ていたとお聞きしております。

この事業を実施しております、東光学園大久保委員が会議にご参加いただいております。大

久保委員、本事業についてまだ開始したばかりではありますが、いかがでしょうか。

○大久保委員 失礼いたします。堺の児童施設部会を代表して参加させていただいており
ます、東光学園の大久保と申します。

今年度、このアドボカシーセンターOSAKAさんの施設訪問、アドボカシーということ
で、この6月から月2回私どものほうで事業として実施もしております。先ほど奥村代表から
ご説明あったように、最初にこどもたちとの関係を構築するということで、一緒に遊んだり
しながら過ごして、その後、意見があるお子さんと少し話をしたりというような形でして
おります。6月から5回行っておりますので、こどもたちも「アドボケイトさん」という形で親し
みを込めて進めているところですが、当然生活しているお子さん、2歳から18歳、20歳ま
でいてる中で、アドボケイトさんと話すお子さんもいれば、やっぱり15歳ぐらいになると少
し話すのは嫌だという意思を示すお子さんもいますので、これについてはそれも意見という形
で捉えてもらえたらなと思いますし、生活している中で当然こどもたちのいろんな意見を聞い
たり、あるいはその変化を感じながら生活しているわけですが、そこにプラスアルファとして
いろんな大人が関わってくれて「話を聞いてくれる大人の人がいるんだよ」ということで、
施設の生活のプラスアルファ、そこに力を貸してくださる機関として、これからもお互いを信
頼し合いながら補完していただけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○井上会長 大久保委員、ありがとうございました。

そのほか、各関係機関での取組など共有できるかと思えます。お時間がない中恐れ入ります
が、どなたかお一人ないしお二人ほど、全体を通してのご意見でも結構です。よろしく願
いいたします。

それでは、一時保護所でアドボカシーの活動いただいております弁護士の大江先生、弁護
士のお立場でこどものアドボカシーの活動いただいております。いかがでしょうか。

○大江委員 弁護士の大江です。私の方も堺市の子ども虐待対応チームの弁護士のほう
では、フォーマルアドボカシーに当たるんですけども、お子さんのお話を聞くということをも
う何年かさせていただいています。

途中、今回ご紹介いただいた独立アドボカシーということで、アドボカシーセンターの方
々のアドボカシー活動も開始されたんですけど、その後すごく感じるのが、私たち弁護士の
アドボケイトに対しても、お子さんたちから積極的に相談してもらえるようになりました。今まで

は「アドボケイトさん来たから相談があったら手を挙げてね」って言っていただいてもなかなか来れなかった。あまり声が上がらないので一緒に遊んで過ごす時間が多かったのですが、アドボカシーの大切さとかを話していただいている中でお子さんの相談が増えてきて、本当に気軽に私たちにも話してくれるようになったということに刺激を受けております。

アドボケイトって、アドボケイトとして行かなくても子どもさんと関わっている、皆さんが意識を持つてすることだと思います。ただ子どもたちと話していると、「自分が『嫌』って言うっていいののか」とか、そこから分からない状態。大人も同様に、「嫌って言うっていいって知らなかった」と仰る方がたくさんいらっしゃいます。「自分の意見言っただいよ」って、子どもたちが言いやすい形で聞いていただくというのは、子どもに関わって今日参加して下さっている皆さん、それぞれ意識をしていただくことでできていくことだと思うので、子どもを中心に据えて意見表明、意思表明の支援を身近なところからできていけたらなというのを私自身も思っておりますし、皆さんと協力していけたらなと思っております。

○井上会長　　大江先生、ありがとうございます。

そろそろお時間も参りましたが、様々なお立場でのご意見、取組、課題をありがとうございました。今後もこちらにお集まりの機関はもちろんのこと、様々な方、多様な機関が連携・協力していくことが必要だと考えております。これからも、関係機関の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、令和6年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議を終了させていただきたいと思っております。議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

進行を事務局に返します。

○事務局（子ども家庭課　立道）　　ありがとうございました。児童虐待の対応には、地域の連携、関係機関のネットワークが非常に大切でございます。それを支えていただいております関係機関の皆様、団体の皆様方には、この場をお借りして改めて心より御礼申し上げます。

これからもこういったネットワークの力をお借りしながら、全力を挙げて児童虐待防止に取り組んでまいります。

それでは、以上で本日の代表者会議を終了させていただきたいと思っております。本日は、長時間にわたり誠にありがとうございました。